

生活福祉資金 総合支援資金（生活支援費）新型コロナウイルス感染症 特例貸付 借入申込書

社会福祉法人
高知県社会福祉協議会 会長 様

申込みに当たっての留意事項に同意し、下記のとおり、生活福祉資金 総合支援資金(生活支援費)の借入を申込みます。
○ 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
○ 貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
○ 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
○ 私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
○ 私は現在、生活保護を受給していません。
○ 私は現在、自己破産や個人再生の手続きを行っていません。
○ 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
○ 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。
○ 私は必要に応じて法に基づく自立相談支援事業等による支援を受け、関係機関からの継続的な支援を受けることに同意します。

上記内容に相違ありません 署名

※太枠内を記入ください

記入年月日 令和 年 月 日

申込金額	万円 (月額 円×3ヶ月)	据置期間 (12か月以内)	ア.12ヶ月 イ.その他()か月	償還期間 (120か月以内)	ア.120ヶ月 イ.その他()か月	償還方法	☐ 月賦 ☐ 一括
借入申込者	フリガナ氏名	印		性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日 (満 歳)
	フリガナ現住所	(〒 -) 自宅電話 () 携帯電話 ()					
	勤務先等名称	勤務先等住所		〒 電話 ()			
借入申込者の世帯状況	フリガナ氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項	
	1	本人		大正=T、昭和=S、平成=H、令和=R			
	2			T・S・H・R 年 月 日			
	3			T・S・H・R 年 月 日			
	4			T・S・H・R 年 月 日			
その他 名							
貸付金振込先	金融機関	支店名		預金種別		☐ 普通 ・ ☐ 当座	
	口座番号	口座名義人(カタカナ)					
借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入							
本特例貸付の緊急小口資金の利用実績; ☐ ア.今回が初めての借入 ☐ イ.既に特例貸付の緊急小口資金の借入をしている							
外国籍の方で在留期間が1年以内の方; ☐ 在留期間が延長の予定							
必要添付書類	☐ 住民票(世帯全員分、3ヶ月以内) ☐ 本人確認書類(運転免許証、住基カード等) ☐ 通帳等の振込口座がわかるもの ☐ 個人情報取扱事務概要説明書 ☐ 借用書及び重要事項説明書						

※貸付金の交付は口座振込により行います。

トクレイサゴ ウシエンシキ

借 用 書

借 用 金 額

円

但し、借入月額

円×3ヶ月間

私は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、告知事項・留意事項を確認のうえ、生活福祉資金福祉資金総合支援資金(生活支援費)特例貸付貸付金として、上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※県社協記入欄

社会福祉法人高知県社会福祉協議会会長 様

(借受人)

住 所			
氏 名	印		
生年月日	大正 昭和 平成	年	月 日生

(法定代理人) 上記内容に同意します。※借受人が未成年の場合のみ

住 所		
氏 名	⑩	⑩
生年月日	年 月 日生	年 月 日生

[借入要項]

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間	____ か月（最大 12 ヶ月）	
	償還期間	____ か月（最大 120 ヶ月）	
	償還方法	☐ 月賦償還 ☐ 一括償還	
	償還場所	高知県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座 四国銀行 県庁支店 普通 200877 口座名義 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。		

【留意事項】

①上記の太枠線を申込者本人が記入してください。

②据置期間は最終送金日が属する月の翌月から開始となり、償還期間は据置期間終了月の翌月から開始となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	市区町村社協	
				民 児 協	

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

生活福祉資金に関する告知事項

（貸付金の交付について）

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金又は現金により借受人本人に交付いたします。

（管理システムへの登録と信用情報の回答について）

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

（民生委員への通知について）

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

（延滞利子について）

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

（督促について）

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

（救済制度について）

- 6 借受人の申請により、高知県社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

（合意裁判所について）

- 7 借受人と高知県社会福祉協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、高知県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

（苦情について）

- 8 生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、受付窓口を設置しております。

- (1) 高知県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当 高知県社会福祉協議会 福祉資金課 電話 088（844）4600

- (2) 福祉サービス運営適正化委員会

高知県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

福祉サービス運営適正化委員会 電話 088（802）2611

生活福祉資金 総合支援資金（生活支援費）借入申込みに当たっての留意事項

第1条 高知県社会福祉協議会は、借受人が第2条の各号の一に該当する場合、又は高知県社会福祉協議会の求めに対し回答や報告を行わなかった場合には、将来に向かって貸付を停止し、又は既にしている貸付内容を変更することができる。

2 高知県社会福祉協議会は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、借入金の全部または一部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって借入金の振込を停止することができる。

- ① 借入金を、他に流用したとき
② 虚偽の申込みその他不正な手段による借入れを行ったとき
③ 故意に貸付金の償還を怠ったとき

第2条 借受人は、次の事項に該当する場合には、すみやかに高知県社会福祉協議会に届け出なければならない。

- ① 住所等の変更があったとき
② 借受期間中に就職したとき
③ 他の公的な給付又は貸付が決定したとき又は却下されたとき
④ 世帯の状況に著しい変更があったとき
⑤ その他高知県社会福祉協議会が定めた事項

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所

氏名

印

※本書の原本は、高知県社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は、市町村社会福祉協議会及び借入申込者が保有してください。なお、借入申込書受理時に、コピー機等がない場合は、貸付金交付時に副本を借入申込者に交付します。

(総合支援資金)

収入の減少状況に関する申立書

高知県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 ー TEL ()
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得(手取り)は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得(手取り)は、約__万円でした。
減少の理由	

利用中の公的給付 (該当するものに○)	・ 失業等給付 ・ 職業訓練受講給付金 ・ 年金 ・ その他
他の公的給付に加えて特例貸付が必要な理由	(生計費と他の公的給付の金額、使途、緊急性等)

令和 年 月 日

(借入申込者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

個人情報取扱事務概要説明書			
個人情報取扱事務の名称		高知県生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業	
個人情報の利用目的		高知県生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・償還（返済）の状況について正確に把握するとともに、状況に応じて利用者の自立・生活支援、社会参加のための相談・支援等を適切に行うことを目的に個人情報を収集・利用する。	
個人情報 の種類	基 本 的 事 項	☒ 識別番号 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 住所・電話番号 ☒ 本籍・国籍 ☐ その他（ ）	
	心 身 の 状 況	☒ 健康状態 ☒ 病歴 ☒ 障害の状況 ☒ 身体の状況 ☐ その他（ ）	
	家 庭 生 活	☒ 家族状況 ☒ 婚姻歴 ☒ 親族関係 ☒ その他（住居）	
	社 会 生 活	☒ 職業・職歴 ☒ 学業・学歴 ☒ 資格 ☒ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 所属団体 ☒ その他（許認可証等）	
	資 産 ・ 収 入	☒ 財産 ☒ 収入 ☒ 納税状況 ☒ 公的扶助 ☒ 取引状況 ☒ その他（経費見積等）	
	そ の 他	☐ 趣味・嗜好 ☐ 意見・要望 ☐ その他（ ）	
個人情報の収集先		☒ 本人 ☒ 本人以外（規則第6条第4項（1.4.5.6）該当）	
		本人以外 の 区 分	☒ 行政機関 ☒ 市町村社協 ☒ その他福祉関係者 ☒ 民間・私人 ☒ その他（都道府県社協・全社協・金融機関、司法機関、法律家） ☒ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関及び家計相談支援機関
		☐ 本会内	
個人情報の利用・提供方法		本事業において個人情報を利用する場合は、上記の利用目的を範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とする。 ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲内において、下記の第三者に対して個人情報を提供し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。 なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとする。 ①貸付審査等運営委員会 ②市区町村社会福祉協議会 ③民生委員及び民生委員協議会 ④他の都道府県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会 ⑤福祉事務所 ⑥公共職業安定所 ⑦都道府県・市区町村行政等の機関（高知県及び高知県警察本部） ⑧生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関及び家計相談支援機関 ⑨各種金融機関 ⑩その他の関係機関（司法機関、法律家）	
個人情報の目的外利用の有無		☐ 有（第7条第1項（ ）） ☒ 無	
個人情報の目的外提供の有無及び提供先		☒ 有（第7条第1項（2.4）） ☐ 無	
		提 供 先	☒ 行政機関 ☒ 市町村社協 ☒ その他福祉関係者 ☒ 民間・私人 ☒ その他（司法機関、法律家） ☒ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関及び家計相談支援機関 ※法令等の規定に基づくとき。 ※個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
個人情報のオンライン結合の有無		☒ 有 ☐ 無	
外部委託の有無及び内容		☒ 有 ☐ 無	
		委 託 内 容	1 貸付及び償還等の事務について市町村社会福祉協議会に委託 2 貸付及び償還に関する業務のためのコンピュータ情報システムの維持管理、更新、保守等に関して業者に委託
備 考		（オンライン結合） 県外転出者情報を全社協にあるサーバーに送信し、他の都道府県社協への情報提供を行っているので、全社協及び他の都道府県社協も個人情報の一部について取得することが可能な状態にある。	

同意欄	
私は、本書により、貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。 私は、高知県社会福祉協議会が全国の社会福祉協議会・民生委員・福祉事務所・生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関および家計相談支援機関の関係機関を第三者として、私と私の世帯の者に関する個人情報を提供することについて同意します。 私は、生活福祉資金の利用に伴い、個人情報の収集、提供について、本書並びに高知県社会福祉協議会の規則に基づいて取り扱われることに同意します。 令和____年____月____日 本人署名 _____ (印) <本人が未成年者の場合> 署 名 _____ (印)	

個人情報 の 取 扱 い に つ い て

～生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金の申込・利用にあたって～

1. 個人情報の利用目的

高知県生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・償還（返済）の状況について正確に把握するとともに、状況に応じて利用者の自立・生活支援、社会参加のための相談・支援等を適切に行うことを目的として個人情報を収集・利用します。

2. 個人情報の収集について（個人情報の種類・収集先）

本会は、生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金の貸付に際して個人情報を収集する時は、裏面の概要説明書に基づき、必要な情報のみを適法かつ適切な方法により収集します。

また、本事業は、世帯に必要な資金を貸付けるものであるため、借入申込者の世帯構成員の個人情報も収集します。

3. 個人情報の利用・提供について

本事業において個人情報を利用する場合は、上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記のとおり第三者に対して個人情報を提供し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

- ① 貸付審査等運営委員会
- ② 市区町村社会福祉協議会
- ③ 民生委員及び民生委員協議会
- ④ 他の都道府県社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会
- ⑤ 福祉事務所
- ⑥ 公共職業安定所
- ⑦ 都道府県・市町村行政等の機関（高知県及び高知県警察本部）
- ⑧ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関及び家計改善支援機関
- ⑨ 各種金融機関
- ⑩ その他の関係機関（司法機関、法律家）

生活福祉資金 総合支援資金（生活支援費）新型コロナウイルス感染症 特例貸付 借入申込書

社会福祉法人
高知県社会福祉協議会 会長 様

申込みに当たっての留意事項に同意し、下記のとおり、生活福祉資金 総合支援資金(生活支援費)の借入を申込みます。

- 記入し、**1つでも該当しないものがあれば、貸付の対象とはなりません。**で第三者に提供することに同意します。
○ 貴社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会
○ 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
○ 私は、貴協議会が必要に応じて官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
○ 私は現在、**○借入総額を記入ください**
○ 私は現在、**○月額も併せて記載ください。**
○ 本貸付（**○貸付審査**）**（単身世帯：月額15万円 複数世帯：月額20万円）**
○ 私は必要に応じて法に基づく自立相談支援事業等による支援を受け、関係機関からの継続的な支援を受けることに同意します。

必ず自筆の署名をお願いします。

上記内容に相違ありません 署名 ○○ 一郎

※太枠内を記入ください

記入年月日 令和 2年 ○月 ○○日

申込金額 (月額 20 万円×3ヶ月)	60 万円	据置期間 (12か月以内)	ア 12ヶ月 イ その他()か月	償還期間 (120か月以内)	ア 120ヶ月 イ その他()か月	償還方法	☒ 月賦 ☐ 一括
------------------------	-------	------------------	----------------------	-------------------	-----------------------	------	---

チェックをお願いします。

借入申込者 氏名	フリガナ ○○ 一郎	性別	☒ 男 ☐ 女	生年 大正 昭和 平成 令和	年月日 ○○年 ○月 ○○日 (満 40 歳)	
フリガナ 現住所	(〒780 - @@@@) ○○市 ○○町○○-◎	押印(チャハタ不可)をお願いします。	自宅電話	○○○ (○○○) ○○○○	携帯電話	○○○ (○○○○)○○○○
勤務先等名称	飲食店経営	勤務先等住所	〒780-@@@@ ◎◎市◎◎町◎丁目△番地 電話	◎◎◎ (◎◎◎) ◎◎◎◎		

借入申込者の世帯状況	フリガナ 氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学歴	特記事項
1	本人					
2	○○ 花子	妻	40	◎◎年 ○月○	◎◎トブグスト	
3	○○ はじめ	子	6	T・S・H・R ◎◎年 ○月○	◎◎トブグスト	★★小学校
4				T・S・H・R 年 月 日		
その他 名						

会社勤務の場合は会社名を、個人事業主等の場合は職業を、個人事業主として会社に所属している場合は会社名を記入してください。

借入申込者と同じ名義の口座を記入してください。

貸付金 振込先	金融機関	○○銀行	支店名	○○支店	預金種別	☒ 普通 ・ ☐ 当座
	口座番号	7654321	口座名義人(カタカナ)	○○○○ イチロウ		

借入理由 ※感染拡大等 による影響の内 容を記入	本特例貸付を初めて借りる場合は「ア」に、既に緊急小口資金を借入している場合は「イ」に☑をご記入ください。
-----------------------------------	--

本特例貸付の緊急小口資金の利用実績; ☐ ア.今回が初めての借入 ☒ イ.既に特例貸付の緊急小口資金の借入をしている

外国籍の方で在留期間が1年以内の方; ☐ 在留期間が延長の予定

必要添付書類	☐ 住民票(世帯全員分、3ヶ月以内) ☐ 通帳等の振込口座がわかるもの ☐ 借用書及び重要事項説明書	☐ 本人確認書類(運転免許証、住基カード等) 在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、ここに☑をご記入ください。
--------	---	---

※貸付金の交付は口座振込により行います。

ドレイワグ ウエンジン

借 用 書

借入申込書でお申込みの借入総額をご記入ください。

借 用 金 額	600,000円
---------	----------

但し、借入月額 200,000円 × 3ヶ月間

記入しないでください。

借入申込書に記載した、月額を記入ください。
(単身世帯：月額15万円 複数世帯：月額20万円)

下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※県社協記入欄

社会福祉法人高知県社会福祉協議会会長 様
(借受人)

太枠内を自筆し、押印（シャチハタ不可）してください。

住 所	〇〇市〇〇町〇〇-②
氏 名	〇〇 一郎 印
生年月日	大正 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生

(法定代理人) 上記内容に同意します。※借受人が未成年の場合のみ

住 所		
氏 名	⑩	⑩
生年月日	年 月 日生	年 月 日生

[借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	12か月（最大12ヶ月）
	償還期間	120か月（最大120ヶ月）
	償還方法	☒ 月賦償還 ☐ 一括償還
	償還場所	高知県社会福祉協議会指定の下記金融機関口座 四国銀行 県庁支店 普通 200877 口座名義 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還できなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子がかかります。	

【留意事項】

①上記の太枠線を申込者本人が記入してください。

②据置期間は最終送金日が属する月の翌月から開始となり、償還期間は

借入申込書と同様の期間、償還方法をご記入ください。

ます。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	市区町村社協	
この欄は担当職員が記入します。					

(総合支援資金)

収入の減少状況に関する申立書

高知県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または職業	飲食店経営	借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先所在地、電話番号をご記入ください。
勤務先所在地	〒 ー 高知市〇〇町〇〇ー◎ TEL088 (〇〇〇) 〇〇〇〇	
減少前の収入	令和 2 年 1 月時の月額所得（手取り）は、約 3 5 万円でした。	
減少後の収入	令和 2 年 3 月時の月額所得（手取り）は、約 1 0 万円でした。	
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したことによる減少	
利用中の公的給付 (該当するものに○)	・失業等 ・職業訓練 ・年金 ・その他	減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。 減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。
他の公的給付に加えて特例貸付が必要な理由	(生計費と他の公的給付の金額、使途、緊急性等)	

令和 2 年 〇 月 〇 〇 日

(借入申込者) 住 所 高知市〇〇町〇〇ー◎

氏 名 ー ● ● ー 郎 (印)

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

生活福祉資金に関する告知事項

（貸付金の交付について）

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金又は現金により借受人本人に交付いたします。

（管理システムへの登録と信用情報の回答について）

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

（民生委員への通知について）

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

（延滞利子について）

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

（督促について）

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

（救済制度について）

- 6 借受人の申請により、高知県社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

（合意裁判所について）

- 7 借受人と高知県社会福祉協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、高知県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

（苦情について）

- 8 生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、受付窓口を設置しております。

- (1) 高知県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当 高知県社会福祉協議会 福祉資金課 電話 088（844）4600

- (2) 福祉サービス運営適正化委員会

高知県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

福祉サービス運営適正化委員会 電話 088（802）2611

生活福祉資金 総合支援資金（生活支援費）借入申込みに当たっての留意事項

第1条 高知県社会福祉協議会は、借受人が第2条の各号の一に該当する場合、又は高知県社会福祉協議会の求めに対し回答や報告を行わなかった場合には、将来に向かって貸付を停止し、又は既にしている貸付内容を変更することができる。

2 高知県社会福祉協議会は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、借入金の全部または一部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって借入金の振込を停止することができる。

- ① 借入金を、他に流用したとき
② 虚偽の申込みその他不正な手段による借入れを行ったとき
③ 故意に貸付金の償還を怠ったとき

第2条 借受人は、次の事項に該当する場合には、すみやかに高知県社会福祉協議会に届け出なければならない。

- ① 住所等の変更があったとき
② 借受期間中に就職したとき
③ 他の公的な給付又は貸付が決定したとき又は却下されたとき
④ 世帯の状況に著しい変更があったとき
⑤ その他高知県社会福祉協議会が定めた事項

必ず、自筆・押印（シャチハタ不可）をお願いします。

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所 ○○

氏名

印

※本書の原本は、高知県社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は、市町村社会福祉協議会及び借入申込者が保有してください。なお、借入申込書受理時に、コピー機等がない場合は、貸付金交付時に副本を借入申込者に交付します。

個人情報取扱事務概要説明書			
個人情報取扱事務の名称		高知県生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業	
個人情報の利用目的		高知県生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・償還（返済）の状況について正確に把握するとともに、状況に応じて利用者の自立・生活支援、社会参加のための相談・支援等を適切に行うことを目的に個人情報を収集・利用する。	
個人情報の種類	基本的事項	☒ 識別番号 ☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 住所・電話番号 ☒ 本籍・国籍 ☐ その他（ ）	
	心身の状況	☒ 健康状態 ☒ 病歴 ☒ 障害の状況 ☒ 身体の状況 ☐ その他（ ）	
	家庭生活	☒ 家族状況 ☒ 婚姻歴 ☒ 親族関係 ☒ その他（住居）	
	社会生活	☒ 職業・職歴 ☒ 学業・学歴 ☒ 資格 ☒ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 所属団体 ☒ その他（許認可証等）	
	資産・収入	☒ 財産 ☒ 収入 ☒ 納税状況 ☒ 公的扶助 ☒ 取引状況 ☒ その他（経費見積等）	
	その他	☐ 趣味・嗜好 ☐ 意見・要望 ☐ その他（ ）	
個人情報の収集先		☒ 本人 ☒ 本人以外（規則第6条第4項（1.4.5.6）該当）	
		本人以外の区分	☒ 行政機関 ☒ 市町村社協 ☒ その他福祉関係者 ☒ 民間・私人 ☒ その他（都道府県社協・全社協・金融機関、司法機関、法律家） ☒ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関及び家計相談支援機関
		☐ 本会内	
個人情報の利用・提供方法		本事業において個人情報を利用する場合は、上記の利用目的を範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とする。 ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲内において、下記の第三者に対して個人情報を提供し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。 なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとする。 ①貸付審査等運営委員会 ②市区町村社会福祉協議会 ③民生委員及び民生委員協議会 ④他の都道府県社会福祉協議会、全国社会福祉協議会 ⑤福祉事務所 ⑥公共職業安定所 ⑦都道府県・市区町村行政等の機関（高知県及び高知県警察本部） ⑧生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関及び家計相談支援機関 ⑨各種金融機関 ⑩その他の関係機関（司法機関、法律家）	
個人情報の目的外利用の有無		☐ 有（第7条第1項（ ）） ☒ 無	
個人情報の目的外提供の有無及び提供先		☒ 有（第7条第1項（2.4）） ☐ 無	
		提供先	☒ 行政機関 ☒ 市町村社協 ☒ その他福祉関係者 ☒ 民間・私人 ☒ その他（司法機関、法律家） ☒ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関及び家計相談支援機関 ※法令等の規定に基づくとき。 ※個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
個人情報のオンライン結合の有無		☒ 有 ☐ 無	
外部委託の有無及び内容		☒ 有 ☐ 無	
		委託内容	1 貸付及び償還等の事務について市町村社会福祉協議会に委託 2 貸付及び償還に関する業務のためのコンピュータ情報システムの維持管理、更新、保守等に関して業者に委託
備考		（オンライン結合） 県外転出者情報を全社協にあるサーバーに送信し、他の都道府県社協への情報提供を行っているので、全社協及び他の都道府県社協も個人情報の一部について取得することが可能な状態にある。	

同意欄

私は、本書により、貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。

私は、高知県社会福祉協議会が全国の社会福祉協議会・民生委員・福祉事務所・生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関および家計相談支援機関の関係機関を第三者として、私と私の世帯の者に関する個人情報を提供することについて同意します。

私は、生活福祉資金の利用に伴い、必ず、**自筆・押印（シヤタ不可）**をお願いします。

私は、生活福祉資金の利用に伴い、**個人情報の収集、提供について、本書並びに高知県社会福祉協議会の規則に基づいて取り扱われることに同意します。**

令和__2年__〇月__〇〇日

本人署名 〇〇 一郎 ⑩

<本人が未成年者の場合> 署 名 ⑩

個人情報 の 取 扱 い に つ い て

～生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金の申込・利用にあたって～

1. 個人情報の利用目的

高知県生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・償還（返済）の状況について正確に把握するとともに、状況に応じて利用者の自立・生活支援、社会参加のための相談・支援等を適切に行うことを目的として個人情報を収集・利用します。

2. 個人情報の収集について（個人情報の種類・収集先）

本会は、生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金の貸付に際して個人情報を収集する時は、裏面の概要説明書に基づき、必要な情報のみを適法かつ適切な方法により収集します。

また、本事業は、世帯に必要な資金を貸付けるものであるため、借入申込者の世帯構成員の個人情報も収集します。

3. 個人情報の利用・提供について

本事業において個人情報を利用する場合は、上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記のとおり第三者に対して個人情報を提供し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

- ① 貸付審査等運営委員会
- ② 市区町村社会福祉協議会
- ③ 民生委員及び民生委員協議会
- ④ 他の都道府県社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会
- ⑤ 福祉事務所
- ⑥ 公共職業安定所
- ⑦ 都道府県・市町村行政等の機関（高知県及び高知県警察本部）
- ⑧ 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関及び家計改善支援機関
- ⑨ 各種金融機関
- ⑩ その他の関係機関（司法機関、法律家）

○確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

総合支援資金

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し郵送ください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、特例貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意願います。

項 目	確 認 事 項	チェック
(1) 借入申込書、 重要事項説明書、 借用書 申立書 個人情報取扱説明書	・ 申込書 2 か所に「氏名」記入・1 か所「押印」（太枠内）した ・ 重要事項説明書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した ・ 借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入と「押印」した ・ 申立書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した ・ 個人情報取扱事務概要説明書に「記入日」「氏名」の記入と「押印」した	☐ ☐ ☐ ☐ ☐
(2) 住民票	・ 住民票に世帯全員が記載されている ・ 借入申込書と住所が一致している	☐ ☐
(3) 通帳、または キャッシュカード（写）	・ 預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピーした ・ 預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している	☐ ☐
(4) 本人確認書類	・ いずれかの本人確認書類をコピーし同封した ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ. パスポート ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） エ. 健康保険証 オ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合	☐
(5) 同封書類	・ すべての書類が揃っている a. 借入申込書（原本） b. 重要事項説明書（原本） c. 借用書（原本） d. 収入減少状況に関する申立書（原本） e. 住民票（世帯全員/原本）※ f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー） g. 本人確認書類（コピー）※ h. 個人情報取扱事務概要説明書	☐

※既に緊急小口資金を借入している場合は、e. 住民票、g. 本人確認書類の提出は省略可。